

覚えておきたい 日本国憲法 ①

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

第1条 天皇は、日本国の()であり日本国民統合の()であって、この地位は、主権の存する()の総意に基く。

第3条 天皇の()に関するすべての行為には、()を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第6条 ① 天皇は、()の指名に基いて、()を任命する。

② 天皇は、()の指名に基いて、()の長たる裁判官を任命する。

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、()による威嚇又は()の行使は、国際紛争を解決する手段としては、()にこれを()する。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の()によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に()のためにこれを利用する責任を負ふ。

第25条 ① すべての国民は、()で()な()の生活を営む権利を有する。

第26条 ① すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく()を受ける権利を有する。

第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の()である。

第96条 ① この憲法の改正は、各議院の総議員の()以上の賛成で、国会が、これを()し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その()の賛成を必要とする。

第98条 ① この憲法は、国の()であって、その条規に反する()、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。